

タワーレコード / HMV ジャパン

「著作権法の一部を改正する法律案」の成立に関する共同声明

タワーレコードとHMVは、6月3日に衆議院本会議で可決、成立された「著作権法の一部を改正する法律案」について、洋楽輸入盤CDの自由な流通が守られ、音楽を愛するすべての人々がもつ「好きな音楽を自由に選び、自由に聴く権利」が侵害されることがないように、以下について、共同宣言いたします。

- 一、「著作権法の一部を改正する法律案」の成立、施行によって、洋楽輸入盤CDの輸入規制が起これないように、今後も文化庁や日本レコード協会などの関連省庁・団体に対して働きかけを行い、その動きを厳しく注視していくこと
- 一、著作権法の一部を改正する法律案が邦楽の著作権者を守るという本来の目的に沿って運用され、政府および関係者が同法案の「欧米諸国からの洋楽の並行輸入等が阻害されるなど消費者の利益が侵害される事態が生じた場合には、適切な対策を講じる」等の付帯決議を遵守するよう働きかけていくこと
- 一、万一、洋楽輸入盤規制により消費者に不利益が生じるような可能性が発生した場合には、直ちに洋楽輸入盤の自由な流通を守るために必要な行動をとること

日本は、世界でも類を見ないほど豊かな音楽文化を育んできました。その原動力の一つとなったのは、多種多様な世界各国の音楽を自由に選び、適正な価格で購入できる環境と、世界中のあらゆる音楽を愛し、懐深く受け入れていった日本の洋楽ファンの皆様です。

タワーレコードとHMVには年間延べ5000万人近くのお客様が訪れています。

私たちは、日本の音楽文化、音楽を愛するすべての人々の権利を守るために、今後も互いに協力しあい、最大限の努力をしていくことを、ここに宣言します。

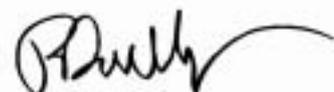
2004年6月8日

タワーレコード株式会社



代表取締役社長 森脇 明夫

HMVジャパン株式会社



代表取締役社長 ポール・デゼルスキー